

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年12月28日
【会社名】	S B I インシュアランスグループ株式会社
【英訳名】	SBI Insurance Group Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 執行役員会長兼社長 乙部 辰良
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木一丁目6番1号
【電話番号】	03-6229-0881
【事務連絡者氏名】	取締役 執行役員 大和田 徹
【最寄りの連絡場所】	東京都港区六本木一丁目6番1号
【電話番号】	03-6229-0881
【事務連絡者氏名】	取締役 執行役員 大和田 徹
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該事象の発生年月日
平成30年12月26日

(2) 当該事象の内容

当社の連結子会社であるSBI損害保険株式会社は、平成30年12月26日、保有する自動車保険契約の取扱いの一部を同社の保険代理店であるSBIマネープラザ株式会社へ移管すること（以下、「本件移管」という。）を取締役会で決議いたしました。

SBI損害保険株式会社は、これまで主にインターネット・チャネルで新規顧客を獲得してきましたが、今後はネットとリアルとの融合により、インターネット・チャネルでは接点がなかった潜在顧客に対するアプローチを強化するとともに、既契約者の契約継続率を維持・向上させることなどを目標としています。SBIグループのSBIマネープラザ株式会社は、主に全国に展開している実店舗に来店した顧客に対して、様々な金融商品・サービスをワンストップで提供しています。両社の経営資源を有効活用し、SBI損害保険株式会社が直接販売で獲得した顧客の自動車保険契約の一部についてSBIマネープラザ株式会社が取扱代理店となり、契約継続の促進及びクロスセリングによる新規顧客の獲得などを目指すことが両社の企業価値向上に資すると判断したため、本件移管を行うことといたしました。

(3) 当該事象の連結損益に与える影響額

本件移管が平成31年3月期の連結業績に与える影響につきましては、対象となる契約の移管に伴う対価約19億円を経常収益に計上いたします。また、移管後に継続された対象契約に係る代理店手数料及び付随費用の支払いとの差額に相当する金額が経常利益の増加要因となる見込です。

以上